

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年5月17日

さいたま地方法務局志木出張所 登記官 関田 徹

記

1 手続番号

第0308-2022-0016号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

富士見市大字水子字正網5134番